

医療費支給事業のご案内

こどもの医療費支給事業

問い合わせ／子育て支援課給付担当（内線2637）

対象・内容／お子さんが18歳になる年度末までの通院・入院費
その他／支給を受けるには申請が必要です。申請日から助成を受けることができます



ひとり親家庭等医療費支給事業

問い合わせ／子育て支援課給付担当（内線2637）

対象・内容／ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・父又は母に一定の障がいがある家庭・親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭）の18歳年度末までの児童（一定の障がいがある児童は19歳まで）とその母（父）又は養育者の医療費の一部
その他／支給を受けるには申請が必要です。認定にあたっては、資格認定要件があり、児童扶養手当に準じた所得制限があります

重度心身障害者医療費支給事業

問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当（内線2678・FAX541-1328）

対象・内容／次のいずれかに該当する方の通院・入院費 ○身体障害者手帳1～3級・療育手帳④～B・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方（各手帳取得時の年齢が65歳以上の方を除く） ○65歳未満の時に一定の障がいがあり、その障がいにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方
その他／すでに本制度を受けている方は、引き続き対象となります。また、平成31年1月1日以降の新規申請者には所得制限があります

自動車燃料費助成券・福祉タクシー券を交付

問い合わせ／社会福祉協議会（☎597-2100）、障がい福祉課障がい福祉担当（内線2678・FAX541-1328）

自動車燃料費助成券

内容／1枚700円の助成券を月に1枚の割合で交付します ※最大12枚。1回の給油で複数枚利用可。助成券は現金価格と違う場合があります
その他／利用可能給油所等についてはお問い合わせください

福祉タクシー利用券

内容／最大500円券16枚、100円券20枚を交付します ※四半期ごとに交付枚数減少。1回の乗車で複数枚利用可
利用できるタクシー／市と協定を結んだ市内事業者（ひなちゃんタクシーの支払いもできます）

対象／身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のうちいずれかの交付を受けている方 ※申請時に持参してください

注意／○自動車燃料費助成券又は福祉タクシー利用券いずれかの交付となります。重複しての交付、交付した助成券の変更はできません ○5月以降、月数の割合に応じて交付枚数が減少します

申込み／4月1日(水)以降の平日に社会福祉協議会（総合福祉センター・吹上福祉活動センター）・障がい福祉課・両支所福祉グループ ※代理申請可

難病患者手当受給資格の更新

問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当（内線2617・FAX541-1328）

市内在住で、埼玉県指定難病医療受給者証等をお持ちの方に、難病患者手当（月額1,000円）を支給しています。新しい指定難病医療受給者証が保健所より届きましたら、障がい福祉課又は両支所福祉グループで更新手続きをお願いします。

